

## 「市民の家」について

## 1 市民の家とは

## (1) 正式名称

地域市民の家

## (2) 施設概要

市民のだれもが、一定のきまりの下に、自由に集い、語らい、学び、触れ合う場として利用することができるコミュニティ施設。

主に地域活動やサークル活動などで利用されている。

## (3) 施設数

41

※2007年度（平成19年度）に市内全ての小学校区に1施設以上

## (4) 主な施設

部屋	定員	用途
ホール	20～25人	卓球・ヨガ・ダンス・空手など
和室（※1）	約10人	手芸・将棋・囲碁・談話など
オープンスペース	約10人	手芸・将棋・囲碁・談話など
給湯室（※2）		お茶入れなど

## (5) 管理方法

利用者、自治会・町内会、近隣にお住まいの方等が運営委員会を設置し、市と協力して維持管理している。（所管課：市民自治推進課）

## 2 市民の家の現在

市民の家は、設備の老朽化やライフスタイルの多様化などにより、施設の稼働率の低さが課題となっている。

また、自治会・町内会の加入率が年々減少するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることから、市民の家の稼働率の向上はもとより、これまであまり市民の家を利用していなかった方々にも気軽に立ち寄ることができる地域住民の交流拠点として新たな価値の創造やコミュニティの創出につながるような空間づくりをめざしている。

施設や空間の有効的な活用方法の検証をするため、令和7年9月～令和8年2月1日までトライアル・サウンディング（※）を実施した。

※トライアル・サウンディング…本市がもっと有効に活用していきたい公共の空間について、民間の事業者（市民団体や個人等を含む）に、一定の期間、実際に暫定利用してもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング（民間と市の対話・コミュニケーション）を同時に実施していく仕組み。

以上